

改正

平成18年3月24日条例第68号  
平成20年3月26日条例第22号  
平成22年3月24日条例第13号  
平成24年12月25日条例第51号  
平成25年3月26日条例第18号  
平成25年12月24日条例第48号  
平成27年3月26日条例第28号  
平成30年3月19日条例第19号  
平成30年9月27日条例第49号  
平成31年3月18日条例第4号  
平成31年4月30日条例第30号  
令和元年6月25日条例第40号

石巻市都市公園条例

(目的)

第1条 この条例は、都市公園法（昭和31年法律第79号。以下「法」という。）の規定に基づき、都市公園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。

(行為の制限)

第2条 都市公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 行商、募金その他これらに類する行為をすること。
  - (2) 業として写真、映画又はテレビの撮影を行うこと。
  - (3) 興行を行うこと。
  - (4) スポーツ、展示会、集会その他これらに類する催し等のために都市公園の全部又は一部を独占して利用すること。
  - (5) 花火、キャンプファイヤー等火気を使用すること。
- 2 前項の許可を受けようとする者は、行為の目的、行為の期間、行為を行う場所又は公園施設、行為の内容その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 3 第1項の許可を受けた者が、許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 4 市長は、第1項各号に掲げる行為が公衆の都市公園の利用に支障を及ぼさないと認める場合に限り、同項又は前項の許可を与えることができる。
- 5 市長は、都市公園の管理上必要があると認めたときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(都市公園の配置及び規模に関する技術的基準)

第2条の2 法第3条第1項の規定による市の区域内の都市公園の住民一人当たりの敷地面積の標準は、10平方メートル以上とし、当該区域内の市街地の都市公園の当該市街地の住民一人当たりの敷地面積の標準は、5平方メートル以上とする。

2 次の各号に掲げる都市公園を設置する場合は、それぞれその特質に応じて都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、当該各号に掲げる配置及び規模としなければならない。

(1) 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 街区内に居住する者が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、0.25ヘクタールを標準とする。

(2) 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 近隣に居住する者が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、2ヘクタールを標準とする。

(3) 主として徒歩圏域内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園 徒歩圏域内に居住する者が容易に利用できるように配置し、その敷地面積は、4ヘクタールを標準とする。

(4) 主として一の市町村の区域内に居住する者の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする都市公園、主として運動の用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるもの容易に利用できるように配置し、それぞれの利用目的に応じて都市公園の機能を十分発揮することができるよう敷地面積を定める。

(公園施設の設置基準)

第2条の3 法第4条第1項に規定する一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。）の建築面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の2を超えてはならない。ただし、法第5条の2第1項に規定する公募対象公園施設を設置する場合及び都市公園法施行令（昭和31年政令第290号。以下「令」という。）第6条第1項各号に掲げる場合においては、令第6条第2項から第6項までに規定する範囲をもって、その範囲とする。

2 令第8条第1項に規定する一の都市公園に設ける運動施設の敷地面積の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、100分の50を超えてはならない。

(許可の特例)

第3条 法第6条第1項又は第3項の許可を受けた者は、当該許可に係る事項については、第2条第1項又は第3項の許可を受けることを要しない。

(行為の禁止)

第4条 都市公園においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項の許可に係るものについては、この限りでない。

(1) 都市公園を損傷し、又は汚損すること。

(2) 竹木を伐採し、又は植物、土石の類を採取すること。

- (3) 土地の形質を変更すること。
  - (4) 鳥獣類を捕獲し、又は殺傷すること。
  - (5) はり紙若しくははり札をし、又は広告を表示すること。
  - (6) 立入禁止区域に立ち入ること。
  - (7) 指定された場所以外の場所へ車両を乗り入れ、又は留め置くこと。
  - (8) 都市公園をその用途外に使用すること。
  - (9) 前各号に掲げるもののほか、公園の利用及び管理に支障ある行為をすること。
- (利用禁止又は制限)

第5条 市長は、都市公園の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。

(有料公園施設)

第6条 有料公園施設(市の管理する公園施設で有料で使用させるものをいう。以下同じ。)は、別表第1のとおりとする。

- 2 市長は、有料公園施設の供用日及び供用時間を定めることができる。
- 3 石巻トレーニングセンターを除く有料公園施設を専用して利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。この場合において、市長は、当該有料公園施設を専用して利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、有料公園施設の利用を許可しない。
  - (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、有料公園施設の管理上支障があると認めるとき。
- 4 石巻市民球場又は石巻フットボール場について前項の許可を受けた者は、第4条の規定にかかわらず、その利用に際し広告を掲出することができる。
- 5 第3項の許可を受けようとする者は、利用の目的、利用の期間、利用する有料公園施設その他市長の指示する事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。
- 6 第3項の許可を受けた者が、当該許可を受けた事項を変更しようとするときは、当該事項を記載した申請書を市長に提出してその許可を受けなければならない。
- 7 石巻トレーニングセンターを利用しようとする者は、あらかじめ、別表第2に規定する使用料を納付しなければならない。この場合において、使用料の納付がなされたことをもって石巻トレーニングセンターの使用が許可されたものとする。
- 8 市長は、有料公園施設の管理上必要があると認めるときは、第3項、第6項又は前項の許可に条件を付すことができる。

(申請書の記載事項)

第7条 法第5条第1項に規定する申請書の記載事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 公園施設を設けようとするときは、次に掲げる事項
  - ア 設置の目的
  - イ 設置の期間

- ウ 設置の場所
  - エ 公園施設の構造
  - オ 公園施設の管理の方法
  - カ 工事实施の方法
  - キ 工事の着手及び完了の時期
  - ク 都市公園の復旧方法
  - ケ その他市長の指示する事項
- (2) 公園施設を管理しようとするときは、次に掲げる事項
- ア 管理の目的
  - イ 管理の期間
  - ウ 管理する公園施設
  - エ 管理の方法
  - オ その他市長の指示する事項
- (3) 許可を受けた事項を変更しようとするときは、次に掲げる事項
- ア 変更事項
  - イ 変更の理由
  - ウ その他市長の指示する事項

2 法第6条第2項に規定する申請書の記載事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の管理方法
- (2) 工事实施の方法
- (3) 工事の着手及び完了の時期
- (4) 都市公園の復旧方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長の指示する事項  
(軽易な変更事項)

第8条 法第6条第3項ただし書に規定する軽易な変更事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 占用物件の内部の塗装又は占用物件の外部の色彩を変えない塗装
- (2) 占用物件の構造を変えない修繕
- (3) 占用物件の主要構造部に影響を与えない内部の模様替
- (4) 前3号に掲げるもののほか、許可に際し市長の指示する事項  
(設計書等)

第9条 公園施設の設置若しくは都市公園の占用の許可を受けようとする者又はそれらの許可を受けた事項の一部を変更しようとする者は、当該許可の申請書に設計書、仕様書及び図面を添付しなければならない。

(使用料)

第10条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第2条第1項若しくは第3項若しくは第6条第3項の許可（以下「都市公園の使用許可」という。）を受けた者は、別表第2に掲げる額の使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料は、都市公園の使用許可の際徴収する。ただし、市長が特別の理由があ

ると認めるときは、この限りでない。

(使用料の還付)

第11条 既に納入した使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第12条 市長は、公益上その他特別の事情があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(監督処分)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定によってした許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為若しくは工事の中止、都市公園に存する工作物その他の物件若しくは施設の改築、移転若しくは除却、当該工作物その他の物件若しくは施設により生ずべき損害を予防するため必要な施設をすること、若しくは都市公園を原状に回復することを命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者
- (2) この条例の規定による許可に付した条件に違反している者
- (3) 偽りその他不正の行為により、この条例の規定による許可を受けた者

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 都市公園に関する工事のためやむを得ない必要が生じた場合
- (2) 都市公園の保全又は公衆の都市公園の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、都市公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合

(工作物等を保管した場合の公示事項)

第14条 法第27条第5項の条例で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 保管した工作物その他の物件又は施設（以下「工作物等」という。）の名称又は種類、形状及び数量
- (2) 保管した工作物等が放置されていた場所及び当該工作物等を除去した日時
- (3) その工作物等の保管を始めた日時及び保管の場所
- (4) 前3号に掲げるもののほか、保管した工作物等を返還するため必要と認められる事項

(工作物等を保管した場合の公示方法等)

第15条 法第27条第5項の規定による公示は、次に掲げる方法により行うものとする。

- (1) 前条各号に掲げる事項を保管を始めた日から起算して14日間、規則で定める場所に掲示すること。
- (2) 前号の掲示に係る工作物等のうち特に貴重と認められるものについては、同号の掲示期間が満了しても、なお当該工作物等の所有者、占有者その他当該工作物等について権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名又は名称及び住所を知るこ

とができないときは、その掲示の要旨を市広報又は新聞紙に掲載すること。

- 2 市長は、前項に規定する方法による公示を行うとともに規則で定める様式による保管工作物等一覧簿を規則で定める場所に備え付け、これを閲覧させるものとする。

(公園管理者等の基準適合義務等)

第15条の2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第13条第1項の規定により、市における移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関し条例で定める基準（以下「都市公園移動等円滑化基準」という。）は、移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第115号。以下「省令」という。）で定める基準をもって、その基準とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、だれもが住みよい福祉のまちづくり条例（平成8年宮城県条例第22号）第17条第2項に規定する整備基準（以下「整備基準」という。）が省令で定める基準を上回る場合にあっては、都市公園移動等円滑化基準は、整備基準をもって、その基準とする。

(工作物等の価額の評価の方法)

第16条 法第27条第6項の規定による工作物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該工作物等の使用年数、損耗の程度その他当該工作物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、工作物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

(保管した工作物等を売却する場合の手續)

第17条 法第27条第6項の規定により保管した工作物等の売却は、競争入札に付して行わなければならない。ただし、競争入札に付しても入札者がいない工作物等その他競争入札に付することが適当でない認められる工作物等については、随意契約により売却することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、保管した工作物等（法第27条第6項の規定により売却した代金を含む。）を所有者等に返還するときは、返還を受けようとする者に、その者が当該工作物等の返還を受けるべき所有者であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに行うものとする。

(届出)

第18条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該行為をした者は、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

- (1) 法第5条第1項又は法第6条第1項若しくは第3項の許可を受けた者が、公園施設の設置又は都市公園の占用に関する工事を完了したとき。
- (2) 前号に掲げる者が公園施設の設置若しくは管理又は都市公園の占用を廃止したとき。
- (3) 第1号に掲げる者が法第10条第1項の規定により都市公園を原状に回復したとき。
- (4) 法第26条第2項又は第4項の規定によりこれらの項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。
- (5) 都市公園を構成する土地物件について所有権を移転し、又は抵当権を設定し、若

しくは移転したとき。

- (6) 法第27条第1項又は第2項の規定により同条第1項に規定する必要な措置を命ぜられた者が、命ぜられた工事を完了したとき。

(都市公園の区域の変更及び廃止)

第19条 市長は、都市公園の区域を変更し、又は都市公園を廃止するときは、当該都市公園の名称、位置、変更又は廃止に係る区域その他必要と認める事項を明らかにして公告しなければならない。

(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)

第20条 第2条から第18条までの規定は、法第33条第4項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。

(指定管理者による管理)

第21条 市長は、都市公園の全部又は一部の管理を地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせることができる。

2 前項の規定により都市公園の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 利用の許可に関すること。
- (2) 都市公園の施設、設備等の維持管理に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

3 前項の規定により指定管理者が業務を行う場合においては、第2条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第6条第2項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「定めることができる」とあるのは「市長の承認を得て、定めることができる」と、同条第3項、第5項及び第6項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、同条第8項中「市長」とあるのは「指定管理者」と、「必要があると認めるときは」とあるのは「必要があると認めるときは、市長の承認を得て」とする。

4 第2項の規定により指定管理者が有料公園施設の管理業務を行う場合（第6条第3項及び第7項の規定による許可を行う場合に限る。）においては、第6条第7項前段中「別表第2に規定する使用料」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額」と、同項後段中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条の見出しを「（利用料金）」と、同条第1項中「別表第2に掲げる額の使用料」とあるのは「別表第2に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める額」と、同条第2項中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第11条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、第12条の見出し中「使用料」とあるのは「利用料金」と、同条中「使用料」とあるのは「利用料金」と、「市長」とあるのは「指定管理者」と、別表第2の4有料公園施設を使用する場合の使用料の表、別表第2の5有料公園施設において広告を掲出する場合の使用料の表並びに別表第2備考6及び8の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

5 利用料金は、指定管理者の収入とする。

(委任)

第22条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

(過料)

第23条 次の各号のいずれかに該当する者は、1万円以下の過料に処する。

- (1) 第2条第1項又は第3項(第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定に違反して同条第1項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第4条(第20条において準用する場合を含む。)の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
- (3) 第13条第1項又は第2項(第20条においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による市長の命令に違反した者

第24条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

第25条 法第5条の11の規定により市長に代わってその権限を行う者は、前2条の規定の適用については、市長とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、石巻市都市公園条例(昭和46年石巻市条例第20号)、河北町都市公園条例(平成3年河北町条例第14号)、雄勝町都市公園条例(昭和63年雄勝町条例第6号)又は河南町都市公園条例(昭和56年河南町条例第11号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則(平成18年3月24日条例第68号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、この条例による改正前の石巻市都市公園条例の規定に基づきなされた使用の承認、使用の申請その他の行為は、この条例による改正後の石巻市都市公園条例の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則(平成20年3月26日条例第22号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成22年3月24日条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の徴収すべき占用に係る使用料について適用し、同日前に徴収すべき占用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成24年12月25日条例第51号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月26日条例第18号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月24日条例第48号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月26日条例第28号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の徴収すべき占用に係る使用料について適用し、同日前に徴収すべき占用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年3月19日条例第19号)

(施行期日)

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の2都市公園を占有する場合の使用料の規定は、この条例の施行の日以後の徴収すべき占用に係る使用料について適用し、同日前に徴収すべき占用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年9月27日条例第49号)

この条例は、平成30年12月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月18日条例第4号)

改正

平成31年4月30日条例第30号

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の使用料、手数料、割増料等は、令和元年10月1日以後の許可等に基づき徴収すべきものについて適用し、同日前の許可等に基づき徴収すべきものについては、なお従前の例による。

附 則 (平成31年4月30日条例第30号)

この条例は、元号を改める政令（平成31年政令第143号）の施行の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 25 日 条例第 40 号）

この条例は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 6 条関係）

都市公園名	有料公園施設
蛇田中央公園	グラウンド
万石浦公園	グラウンド
曾波神公園	グラウンド
総合運動公園	石巻市民球場
	石巻フットボール場
	ふれあいグラウンド
	フットサルコート
	フットボールフィールド
	テニスコート
	石巻トレーニングセンター
	多目的フィールド
追波川河川運動公園	野球場
	陸上競技場
	庭球場
	ゲートボール場
河南中央公園	野球場
押切沼公園	多目的広場

別表第 2（第 6 条、第 10 条関係）

1 公園施設を設け、又は管理する場合の使用料

区分		単位	金額
公園施設の設置	休憩所	1 平方メートル 1 月につき	81円
	売店		
	軽飲食店		
	その他公園施設		
公園施設の管理	その他公園施設	1 平方メートル 1 月につき	610円

2 都市公園を占有する場合の使用料

区分		単位	金額
電柱、電話柱その他 これらに類するもの	第 1 種電柱	1 本 1 年につき	1,500円
	第 2 種電柱		1,500円
	第 3 種電柱		1,500円

	第1種電話柱		1,500円
	第2種電話柱		1,500円
	第3種電話柱		1,500円
	その他の柱類		1,500円
電線類その他これらに類するもの	上空に設けるもの	長さ1メートル1年につき	3円
	地下に設けるもの		2円
鉄塔		1平方メートル1年につき	880円
水道管、下水道管、ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	13円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		19円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		28円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		38円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		57円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		76円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		130円
	外径が0.7メートル以上1.0メートル未満のもの		190円
	外径が1.0メートル以上のもの		380円
競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設置する仮設工作物		1平方メートル1日につき	10円
標識		1本1年につき	500円
工事中板囲、足場、詰所その他これらに類するもの及び竹木、土石その他工事中材料置場		1平方メートル1月につき	96円
変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所		1個1年につき	1,500円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1年につき	270円
その他		市長がその都度定める。	

3 第2条第1項各号に掲げる行為をする場合の使用料

区分	単位	金額
物品の販売、募金その他これらに類する行為	1人1日につき	150円

業として行う写真の撮影	写真機 1 台につき 1 日	1,010円	
業として行う映画及びテレビの撮影	撮影機 1 台につき 1 日	3,050円	
第 2 条第 1 項第 3 号に掲げる行為（興行行為）	1 平方メートル 1 日につき	46円	
第 2 条第 1 項第 4 号に掲げる行為	日をもって許可するもの	1 平方メートル 1 日につき	6 円
	月をもって許可するもの	1 平方メートル 1 月につき	51円

4 有料公園施設を使用する場合の使用料

ア 石巻市民球場

区分		単位	金額	
グラウンド	一般	1 時間につき	2,400円	
	大学生	1 時間につき	1,800円	
	高校生	1 時間につき	1,200円	
	中学生以下	1 時間につき	600円	
	入場料金を徴する場合	1 日につき	最高入場料金の 150人分	
施設・設備等	電光式スコアボード	1 時間につき	400円	
	夜間照明設備	全灯	1 時間につき	4,500円
		3分の2灯	1 時間につき	3,000円
	放送設備 1 式	1 時間につき	300円	
	会議室	1 時間につき	600円	
	冷暖房設備（1室当たり）	1 時間につき	200円	
	シャワー設備（個人利用）	1 回につき	100円	

イ 石巻フットボール場

区分		単位	金額
グラウンド	一般	1 時間につき	2,880円
	大学生	1 時間につき	2,160円
	高校生	1 時間につき	1,440円
	中学生以下	1 時間につき	720円
	入場料金を徴する場合	1 日につき	最高入場料金の 100人分
施設・設備等	電光式スコアボード	1 時間につき	300円
	放送設備 1 式	1 時間につき	300円

	本部室	1時間につき	600円
	冷暖房設備（1室当たり）	1時間につき	200円
	シャワー設備（個人利用）	1回につき	100円

ウ ふれあいグラウンド

区分	単位		金額
一般	1時間につき	全面	1,440円
大学生	1時間につき	全面	1,080円
高校生	1時間につき	全面	720円
中学生以下	1時間につき	全面	360円

エ フットサルコート

区分	単位		金額
グラウンド	一般	1時間につき	500円
	大学生	1時間につき	300円
	高校生	1時間につき	200円
	中学生	1時間につき	100円
	小学生以下		無料
施設・設備等	夜間照明設備	1時間につき	500円

オ フットボールフィールド

区分	単位		金額
第1フィールド	一般	1時間につき	2,030円
第2フィールド	大学生	1時間につき	1,520円
	高校生	1時間につき	1,010円
	中学生以下	1時間につき	500円
施設・設備等	夜間照明設備	1時間につき	2,500円
	シャワー設備（個人利用）	1回につき	100円

カ テニスコート

区分	単位		金額
コート	一般・大学生	1時間につき 1面	500円
	高校生以下	1時間につき 1面	300円
施設・設備等	夜間照明設備	1時間につき 1面	500円

キ 石巻トレーニングセンター

区分	単位	金額
一般（個人使用）	1回	500円
	回数券（11回分）	5,000円
大学生（個人使用）	1回	300円

	回数券（11回分）	3,000円
高校生（個人使用）	1回	200円
	回数券（11回分）	2,000円

ク 多目的フィールド

区分	単位		金額
一般	1時間につき	全面	1,440円
大学生	1時間につき	全面	1,080円
高校生	1時間につき	全面	720円
中学生以下	1時間につき	全面	360円

ケ その他の有料公園施設

区分		単位	金額
蛇田中央公園 万石浦公園 曾波神公園	グラウンド	一般・大学生	1時間につき 600円
		高校生	1時間につき 300円
		中学生以下	1時間につき 180円
河南中央公園	野球場	1時間につき	1,000円
押切沼公園	多目的広場	1時間につき	600円
追波川河川運動公園	野球場 (1球場につき)	一般・大学生	1時間につき 600円
		高校生以下	1時間につき 300円
	陸上競技場	一般・大学生	1時間につき 600円
		高校生以下	1時間につき 300円
	庭球場 (1面につき)	一般・大学生	1時間につき 500円
		高校生以下	1時間につき 300円
ゲートボール場	1面	1時間につき 180円	
河南中央公園野球場	夜間照明設備	全灯	1時間につき 2,440円
		半灯	1時間につき 1,220円
	管理棟（放送設備及び電光表示装置含む。）	1時間につき	490円

5 有料公園施設において広告を掲出する場合の使用料

区分	単位		金額
石巻市民球場	スタンド	1平方メートル 1日につき	1,500円
	グラウンド	1平方メートル 1日につき	4,500円
石巻フットボール場	スタンド	1平方メートル 1日につき	1,500円
	グラウンド	1平方メートル 1日につき	4,500円

備考

- 第1種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号におい

て同じ。)を支持するものを、第2種電柱とは電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。

- 2 第1種電話柱とは電話柱(電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。)のうち3条以下の電線(当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この号において同じ。)を支持するものを、第2種電話柱とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいうものとする。
- 3 使用料算定の基礎となる面積が1平方メートル未満であるとき、又はその面積に1平方メートル未満の端数があるときは、これを1平方メートルとして計算し、使用料算定の基礎となる長さが1メートル未満であるとき、又はその長さに1メートル未満の端数があるときは、これを1メートルとして計算する。
- 4 使用料の額が年額で定められているものについて、使用期間が1年に満たないとき、又は使用期間に1年未満の端数があるときは、使用開始の日の属する月から使用終了の日の属する月までの月割計算とする。
- 5 使用料の額が月額で定められているものについて、使用期間が1月に満たないとき、又は使用期間に1月未満の端数があるときは、これを1月として計算する。ただし、使用期間又はその端数が15日以内のときは、月額半額とする。
- 6 使用料の額が時間で定められているものについて、使用時間が1時間に満たないとき、又は使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間として計算する。
- 7 占有する場合の使用料のうち、使用期間が1月に満たないときの使用料の額は、それぞれの区分により算定した額に、当該額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の83に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額を加算した額とする。
- 8 納付すべき使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。ただし、納付すべき使用料の額が10円に満たない場合は、1円未満を切り捨てるものとする。